介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社　base三重
主たる事務所の所在地	三重郡菰野町大字福村21番地3
代表者（職名・氏名4）	代表社員　中島　裕介
設立年月日	平成36年2月15日
電話番号	070－3138－8849

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	エース	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	四日市市生桑町77－1　プロスパいくわ	
電話番号	059－328－5348	
指定年月日・事業所番号	平成36年6月1日	24A0202382
管理者の氏名	中島　裕介	
通常の事業の実施地域	四日市市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。
具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日 ただし、年末年始（12月30日から1月4日）を除きます。 ※ケアマネージャーの作成する居宅介護計画書の内容によっては上記の限りではありません。
	午前8時30分から午後5時30分まで

営業時間	※サービスの提供については、ケアマネージャーの作成する居宅介護計画書の内容によっては上記の限りではありません。

6．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤2人　非常勤3人
介護職員初任者研修（ヘルパー2級）課程修了者	常勤0人　非常勤1人

7．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割～3割のいずれかの額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料
【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	利用者負担（1割）	
訪問型サービス	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1・2）	（月4回まで）	（月5回以上）
		1,197円	1,226円
	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援1・2）	（月8回まで）	（月9回以上）
		2,393円	2,448円
	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者・要支援2）	（月12回まで）	（月13回以上）
		3,589円	3,884円

上記の基本利用料は、国が規定する単位数を勘案し、四日市市が定めた金額です。これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※1　新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回サービスと同日または、同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として200単位を介護報酬に加算。

※2　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）…所定単位数にサービス別加算率（22．4%）を乗じた単位数を加算

※3　地域区分の上乗せ・・・（事務所所在地）四日市市6級地【上記利用料金に含まれています】

※4　生活機能向上連携加算（Ⅰ）…サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、サービス提供した場合、1月につき100単位を加算。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）・・・サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の身体の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合、1月につき200単位を加算。

※5　口腔連携強化加算…口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員又は第1号介護予防支援事業に従事するものに対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合、一月に一回を限度に50単位を加算。

※6　高齢者虐待防止未実施減算…利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、訪問回数に応じた所定の単位を減算。

※7　利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん負担

していただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

※8　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の二日前までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（3）支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、20日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたの指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の月末（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 百五銀行　　菰野支店　普通預金　666590　合同会社 base三重
現金払い	サービスを利用した月の翌月の月末（祝休日の場合は直前の平日）までに、現金でお支払いください。

8. 訪問介護員の交替

利用者からの交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
事業所からの訪問介護員の交替	事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び四日市市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　059－328－5348 面接場所　当事業所の相談室　　（月曜～金曜　受付時間9時～17時）

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	四日市市役所　介護高齢福祉課	電話番号　059－354－8425
	三重県国民健康保険団体連合会	電話番号　059－228－9151
	三重県社会福祉協議会	電話番号　059－227－5145
	菰野町役場健康福祉課　介護高齢福祉係	電話番号　059－391－1125
	四日市北地域包括支援センター	電話番号　059－365－5200
	四日市中地域包括支援センター	電話番号　059－354－8324
	四日市南地域包括支援センター	電話番号　059－328－1814

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあったてのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為及び医療補助行為
② 各種支払いや年金等の管理、金銭の賃貸など、金銭に関する取扱い
③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2)　訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)　体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 虐待防止に関する事項

（1）　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
② 虐待防止のための指針の整備
③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
④ 上記3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（2）　事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現　に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者	所在地	四日市市生桑町77－1　プロスパいくわ
	事業者名	エ ー ス
	説明者職・氏名	管理者　　中島　裕介

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所

氏　名　　印

署名代行者（又は法定代理人）

住　所

本人との続柄

氏　名　　印